

鹿児島県建築工事共通費積算基準

令和 7 年 4 月

鹿児島県土木部

鹿児島県建築工事共通費積算基準

1 「鹿児島県建築工事積算基準」の5の建築工事共通費積算基準は、この基準の定めるところによる。

2 共通費算定に関する数値の取り扱い

(1) 率による算定

共通仮設費、離島調整費及び現場管理費を率により算定した金額は、一円未満切り捨てとする。

(2) 積み上げによる算定

積み上げによる算定は9に準ずる。

(3) 一般管理費等

ア 工事価格は、算出された金額の範囲内で千円単位となるように一般管理費等で調整する。

イ 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

3 離島調整費の算定

工事場所が離島の場合における直接工事費は、工事施工地での調達単価が無い場合、本土での調達単価に、工事施工地までの運搬費用等を積み上げにより算定するほか、本土で調達する場合の直接工事費に対する比率（以下「離島調整費率」という。）により算定した補正值（以下「離島調整費」という。）を用いて算定することができる。

(1) 離島調整費は、各々の工事種別の細目ごとの直接工事費（以下「離島調整対象工事費」という。）に離島調整費率を乗じて算定する。

(2) 上記(1)に関わらず、営繕工事实施設計単価に工事場所の存する適用地区の単価がある場合、見積その他の方法により工事場所での単価を採用した場合又は海上運搬費等を別途計上した資材等の直接工事費の部分は、離島調整対象工事費に含まない。

また、工事場所において、作業員等の確保が困難な場合で、作業員宿舎に要する費用は共通仮設費の積み上げ事項とし、作業員の連れ越し費は現場管理費の積み上げ事項とする。（離島調整対象工事費に含まない。）

4 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－１ 共通仮設費

項 目	内 容
準備費	敷地測量，敷地整理，仮設用借地料，道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用，その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所，現場事務所，倉庫，下小屋，宿舍，作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識，消火設備等の施設の設置，交通誘導・安全管理等の要員，隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器，揚重機械器具，雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有，遠隔臨場，ＢＩＭ，その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用，その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－２ 現場管理費

項 目	内 容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者），現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安，娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事，通勤費等に要する費用 ・安全，衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代，申請書・謄抄本登記等の証紙代，固定資産税・自動車税等の租税公課，諸官公署手続き費用
保険料	火災保険，工事保険，自動車保険，組立保険，賠償責任保険及び法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与，諸手当（交通費，住宅手当等）及び賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員，現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員，現場雇用従業員，現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員，現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安，娯楽，厚生，貸与被服，健康診断，医療，慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費，ＯＡ機器等の事務用備品費，新聞・図書・雑誌等の購入費，工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費，旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音，振動，濁水，工事用車両の通行等に対して，近隣の第三者に支払われる補償費。ただし，電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費，式典費，工事实績の登録等に要する費用，各種調査に要する費用，その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役員報償費	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与，諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安，娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品，新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費，旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力，水道，ガス等の費用
調査研究費	技術研究，開発等の費用
広告宣伝費	広告，公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先，来客等の接待，慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所，寮，社宅等の借地借家料
減価償却費	建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用，資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税，固定資産税等の租税その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約補償費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用，諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税，都道府県民税，市町村民税等（表３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

５ 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は，表－１の内容について，費用を積み上げにより算定するか，過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし，共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には，処分費を含まないものとする。

- (2) 共通仮設費率は，建築工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－１及び別表－２，電気設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－３及び別表－４，機械設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－５及び別表－６，昇降機設備工事については別表－７とし，当該共通仮設費率に含まれる内容は，建築工事の場合は表－５，電気設備工事，機械設備工事及び昇降機設備工事の場合は表－６とする。ただし，設計図書に基づく以下の費用は含まれない。

- ・現場環境改善費
- ・工事場所以外の屋外整理清掃費
- ・新たな施策等の試行による特別な費用

なお，共通仮設費率に含まれない内容については，必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費	敷地整理（新営の場合）、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用。
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なもの費用

表－６ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用。
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等ただし、本受電後の電力基本料金を除く
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なもの費用

(3) 監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率の補正を行う。

(4) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

(5) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は、設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

6 現場管理費の算定

(1) 現場管理費は、表－２の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。

- (2) 現場管理費率は、建築工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－８及び別表－９、電気設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－１０及び別表－１１、機械設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－１２及び別表－１３、昇降機設備工事については別表－１４とし、設計図書の特記事項以外は表－２の内容すべてが当該現場管理費率に含まれるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

- (3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

- (4) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は、設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

7 一般管理費等の算定

- (1) 一般管理費等は、表－３の内容及び表－４の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

- (2) 一般管理費等率は、建築工事については別表－１５、電気設備工事については別表－１６、機械設備工事及び昇降機設備工事については別表－１７とする。

- (3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。

- (4) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

- (5) 設計変更における一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

ただし、設計変更については契約補償費にかかる補正を行わない。

別表－１ 共通仮設費率（新営建築工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp} (3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－２ 共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp} (3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－３ 共通仮設費率（新営電気設備工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp} (3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－４ 共通仮設費率（改修電気設備工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp} (1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－５ 共通仮設費率（新営機械設備工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp} (2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－６ 共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp} (2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－７ 共通仮設費率（昇降機設備工事）

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp} (4.577 - 0.323 \times \log_e P) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Kr：共通仮設費率（％）（注４） P：直接工事費（千円）
(注１) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 500,000 \text{ (千円)}$ (注４) Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－８ 現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 (注１)	$Jo = \text{Exp} (5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Jo：現場管理費率（％）（注４） Np：純工事費（千円） T：工期（か月）
(注１) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) Jo の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－ 9 現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp} (7.079 - 0.538 \times \log_e Np + 0.773 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－ 10 現場管理費率（新営電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp} (5.961 - 0.387 \times \log_e Np + 0.629 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－ 11 現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp} (6.038 - 0.431 \times \log_e Np + 0.736 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－ 12 現場管理費率（新営機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp} (4.723 - 0.252 \times \log_e Np + 0.428 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－１３ 現場管理費率（改修機械設備工事）

現場管理費率 (注１)	$J_o = \text{Exp} (6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ J_o : 現場管理費率 (%) (注４) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注１) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注４) J_o の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１４ 現場管理費率（昇降機設備工事）

現場管理費率 (注１)	$J_o = \text{Exp} (7.438 - 0.448 \times \log_e N_p) \quad (\text{注} 2 \cdot 3)$ J_o : 現場管理費率 (%) (注４) N_p : 純工事費 (千円)
(注１) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注３) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $5,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 500,000 \text{ (千円)}$ (注４) J_o の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１５ 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	５百万円以下	５百万円を超え３０億円以下	３０億円を超える
一般管理費等率	１７．２４％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．４３％
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10} (C_p)$ ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注１． G_p の値は、小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。			

別表－１６ 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え２０億円以下	２０億円を超える
一般管理費等率	１７．４９％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．０６％
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log_{10} (C_p)$ ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注１． G_p の値は、小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。			

別表－１７ 一般管理費等率（機械設備工事，昇降機設備工事）

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え２０億円以下	２０億円を超える
一般管理費等率	１６．６８％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．０７％
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log_{10} (C_p)$ ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注１． G_p の値は、小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。			

8 単位及び端数処理

工事費積算に係る数量及び金額の端数は、次により処理する。

- (1) 長さ、面積、体積及び重量の単位はそれぞれm、 m^2 、 m^3 及びtを標準とする。
- (2) 計測の単位はmとし、原則として小数点以下3位を4捨5入する。長さ、面積、体積の計算過程においても、原則として小数点以下3位を4捨5入とする。
- (3) 設計内訳書上の細目に係る数量は原則として小数点以下2位を4捨5入する。ただし、100以上の数値については4捨5入して整数とする。
- (4) 離島調整費、共通仮設費及び離島調整費を率により算定した金額は、一円未満切り捨てとする。
- (5) 一般管理費等は、算出された金額の範囲内で、工事価格が千円単位となるように調整する。
- (6) 共通費の積み上げによる算定は9に準ずる。

9 単価、価格等

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取り扱いは以下のとおりとする。
また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

- (1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等
 - ア 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。
 - イ アの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。
 - ウ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。
 - エ アの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。
- (2) 標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価
 - ア 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。
 - イ 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。
 - ウ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。
- (3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等
採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。
- (4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額
 - ア 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。
 - イ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。
 - ウ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

付則

- 1 本基準は、令和5年6月1日から適用する。
- 2 本基準は、令和7年4月1日から適用する。